

保護者の皆様

京都市教育長
稲田新吾

感染拡大防止等に向けたご家庭での取組の徹底について（依頼）

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの感染急拡大、感染爆発とも言える局面に直面し、京都府に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、8月20日（金）～9月12日（日）を期間として、京都府全域に、緊急事態措置が要請されています。

本市では、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点や、児童生徒等の居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障する場所としての学校・幼稚園の重要性も踏まえ、感染リスクの高い教育活動や校外学習の休止、部活動の休止等、緊急事態措置の下で、感染拡大防止に向けた制限を強化したうえで、教育活動を実施することとしており、学校・幼稚園において、より一層、感染防止策を徹底し、教育活動との両立に取り組んで参りますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

また、全国的にも、本市においても児童生徒の感染者が急増しておりますが、本市では、児童生徒の感染者の初発者の多くが、家庭等での感染に起因しており、各ご家庭等での感染防止に向けたお取組が大変重要となっています。

については、保護者の皆様においても、お子様とご家族等大切な方の命と健康を守るため、下記の事項及び「家庭内感染を防ぐための緊急のお願い」に記載する取組を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 お子様とご家族様の**毎朝の健康観察や体温測定等、健康管理を徹底**してください。
登校園後に、**お子様の体調不良が確認された場合、別室の待機とし、ご家庭からの速やかなお迎え**をお願いしますので、ご協力ください。
- 2 マスク着用、帰宅後、食事前等こまめな手洗い・うがい、洗顔、換気、身体的距離の確保、「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」の回避等、**「基本的な感染予防」を徹底**してください。
- 3 お子様が少しでも体調不良を感じる症状（発熱、咳、頭痛、倦怠感（だるさ）、味覚・嗅覚の違和感等）があるとき、同居されているご家族に同様の体調不良の症状が見られる際は、**ためらわずに学校・幼稚園を休むことを徹底**してください。更に、ご家族様が、医師等からPCR検査等を受けるよう指示された際も、休むことを徹底してください。
こうした場合は、学校は欠席扱いといたしません。学習保障についても、しっかりと対応します。
- 4 **登校への不安を感じられる場合等、ご心配なことはご遠慮なく、学校・幼稚園へご相談ください。**
- 5 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐怖心等から、感染者や濃厚接触者等とそのご家族に対する**誤解や偏見に基づく差別、いじめ等が生じないように、児童生徒に適切に指導**します。
- 6 **校内で感染者が確認された場合は**、保健所と連携し、接触のあった児童生徒等へ**速やかにPCR検査を実施**し、感染拡大防止に取り組んで参ります。
- 7 お子様に参加されている、**塾や習い事等も、体調不良の際は参加を控えることを徹底**してください。

裏面に本校での取組を記載しています。

◎本校においても、次のような取組を通して、教育活動と感染予防の両立に取り組めます。
ご不安なことなどございましたら、本校までご相談ください。

○基本的な感染防止対策の徹底

- ・マスク着用（熱中症等、体調面には十分配慮します。）
- ・こまめな手洗い，消毒
- ・教室等の換気，消毒
- ・児童生徒同士等の身体的距離の確保
- ・給食での黙食

○登校時の健康観察の徹底

必ず，ご家庭で検温等の健康観察を実施し，平熱であること，体調不良がないこと等を確認のうえ，登校してください。

○学校外での活動の一時休止（教育活動は，学校内に限定して実施します）。

○部活動の原則，一時休止

○文科省の衛生管理マニュアルで示される「感染症リスクの高い教育活動」の一時休止

- ・各教科共通し，「児童生徒同士が長時間，近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・図画工作，美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞活動」
- ・家庭，技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育，保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

※伏中祭 合唱の部および体育の部に関する取組は，緊急事態宣言発令中は取組を見合わせます。
緊急事態宣言の延長・解除等が決定した段階で，感染状況によって実施可否の判断をします。
改めてご連絡をさせていただきます。ご了承ください。

○授業参観や懇談会，家庭訪問等も，原則実施しません。

等

京都市立伏見中学校
校 長 蒲田 悟
(電話：075-611-5161)